

管理 No.	F051
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課
(在宅支援係 /内線:2794)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	自立支援医療の支給認定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)
	根拠規定条項	第 52 条第 1 項、第 54 条第 1 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号) 自立支援医療費の支給認定について(平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
	基準規定条項	施行令第 29 条
	審査基準	自立支援医療の支給認定の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 29 条並びに自立支援医療費の支給認定について(平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成 29 年 2 月 3 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	